
一 般 質 問 通 告 書

(通告者 8 名)

令和 6 年裾野市議会 9 月定例会

目 次

日にち	順番	氏 名	ページ	一括質問	一問一答
9月26日（木）	1	木村 典由 議員	1 ～ 3		○
	2	勝又 豊 議員	4 ～ 6	○	
	3	岡本 和枝 議員	7 ～ 9		○
9月27日（金）	4	大橋 勝彦 議員	10 ～ 12		○
	5	浅田 基行 議員	13 ～ 15		○
	6	増田 祐二 議員	16 ～ 18		○
9月30日（月）	7	小林 浩文 議員	19 ～ 20	○	
	8	内藤 法子 議員	21 ～ 22		○

質 問 議 員 質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 要 求 者 職 名
1 木 村 典 由		市 長
1 国土調査における土地境界のみなし確認制度の裾野市における活用予定と今後の方針について	新たに導入された「土地境界のみなし確認制度」は、2023 年 6 月 28 日から施行されており、地籍調査が行われていない、または境界が不明確な土地に対して、行政が一定の基準に従って暫定的に境界を設定するものです。この制度により、土地の利用や売買がスムーズに行われることを目指しています。また、相手方の合意が得られない場合でも、特定の手続きを経ることで同意があったものとみなし、境界を正式に確定することが可能です。これにより、効率的な土地の活用が期待されます。 特に、山間部など土地所有状況が複雑化している地域では、森林の必要な間伐を行うためにもこの制度の重要性が高まっています。 現状、静岡県全体で地籍調査実施率は 26%ですが、裾野市では 5%に留まり、近隣市町に比べて大幅に遅れています。この遅れが災害時の復旧作業にも深刻な影響を与えてしまうものと考えます。地籍調査が行われていない地域では、土地の境界が不明確であるため、道路の復旧、上下水道などのライフライン施設の復旧、住宅の再建など、災害後の基本的な復興作業に多大な時間と手間がかかります。 特に、境界を示す杭が失われたり移動したりしている場合、土地所有者間の確認作業が増大し、被災地の復旧・復興作業が大幅に遅れる原因となっています。 国土交通省の地籍調査ウェブサイト内の土地境界や地籍調査に関するアンケートによると、登記所にある土地の登記簿や地図を見たことがありますか、という問いに対し、土地所有者の約 4 割の方は登記簿や地図を確認した経験がなく、古い情報に基づく不正確な登記が土地境界のトラブルの原因となっているようです。 これらの問題を解決するために、土地境界のみなし確認制度は、地籍調査が進んでいない地域においても土地の取引や開発が円滑に進められる重要な手段となります。この制度の効果的な活用により、行政手続きの効率化とともに、境界不明確による取引の遅延やトラブルを軽減することが期待されます。 当市におけるこの制度の具体的な活用予定と、今後の推進策について以下伺います。 (1) 裾野市における土地境界確認手続きの現状と課題について、具体的にどのような点があると考えているか伺います。 (2) この制度を活用する上で、担当職員の増員や専門知識の強化などが求められると考えるが、行政側の体制強化で必要と考えられる部分は何か伺います。 (3) 土地境界の問題に対する住民の意識向上を図るために、市として何か特別な取り組みを行う予定はあるか伺います。	

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 要 求 者 職 名
2 持続可能な市民活動に向けた、補助金と公費使用の在り方について	(4) 裾野市特有の地理的・歴史的背景を踏まえた上で、この制度を活用する際に注意すべき点があるか伺います。 (5) 今後、市として土地境界のみなし確認制度を積極的に活用していく考えはあるか伺います。 近年、地球規模の気候変動の影響で、夏の気温が大きく上昇しています。市内の各種団体も活動を行う中で、会員が熱中症にならないようにと、様々な工夫をして健康に対するリスクを回避すべく取り組んでいます。 団体によっては、補助金などを活用した活動も含まれており、補助金の種類によっては、熱中症対策としてお茶などのドリンクの購入に充てられている実態があります。 一方で、平成31年に策定された補助金に関するガイドライン第4版では、飲食にかかる経費の公費負担を不相当としており、補助金によってもその扱いは統一的なものでなく、現在の気候を鑑みても、熱中症対策としての飲食費を見直すことが、急務であると考えます。 さらに、最近の宮崎県沖での地震を受けて、担当課の職員は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」に対応するため、1週間にわたり24時間体制で情報収集を行いました。その際の飲食費は職員が自費で負担していたとのこと。今後発生が危惧される大地震の際の対応策も含め、関係団体や市職員への支援体制の見直しも必要と考えます。 補助金ガイドラインは平成31年の制定から5年が経過しており、公費の使用に関しても時代の変化と新たなニーズに適応するための見直しを行う必要があります。これらの点について、以下伺います。 (1) 現在の補助金ガイドラインでは飲食費使用が制限されていますが、この規定を設けた当初の主な理由を伺います。 (2) 熱中症対策として飲食費を補助金でカバーすることの具体的なデメリットを伺います。 (3) 現在補助金又は交付金を支出している各種団体等の団体数を伺います。	市 長

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 要 求 者 職 名
	(4) 例規集の中に食糧費の支出に関する記載がある団体があります。 ・ 地域づくり学習会に対する補助金 ・ 市内ロケ支援連絡協議会に対する補助金 ・ 社会教育振興事業費に対する補助金 ・ 裾野市老人クラブ等活動費に対する補助金 ・ 裾野市きれいなまちづくり推進事業に対する補助金 ・ 裾野市自主防災会連合会に対する補助金 ・ 裾野市消防団に対する交付金 これらの中で科目を問わず、飲食に関わる支出が認められる補助金について伺います。 (5) 飲食費関係の補助金の結果報告に対し、その内容を認めている補助金と、認めていない補助金との違いを伺う。 (6) 補助金のガイドライン見直しは平成 28 年から平成 30 年度までの 3 年間で全補助金を見直し、また令和元年 2 年度にも行われています。その後の見直しの実施状況を伺います。 (7) 防災の観点から、災害時の飲食に対する、公費や補助金の在り方について伺います。 (8) 補助金に関するガイドラインの見直しを行う考えはあるか伺います。	

質 問 議 員 質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 要 求 者 職 名
2 勝 又 豊		市 長
1 人の尊厳を守る避難 所生活とトイレ	災害によって避難所生活を余儀なくされる場合、学校や施設などで生活することになる。避難所には多くの被災者が集まるため、老若男女を問わず、さまざまな事情を抱えた人々が訪れ、慣れない避難と集団生活となる。しかし、避難所は一時的な安全を確保できる場所としているため、長期滞在を想定した設備・備品等は整っていない。もし大規模な災害によって長期間の滞在となった場合、被災者は大きな不安とストレスを抱えながら、生活空間やトイレの問題など我慢する生活を強いられることになる。 昨今、災害により大きな被害が相次いでいるが、実際に被災した場合、一番困ることは何でしょうか。 防災用品、食糧、飲料水、日用品や懐中電灯などの準備をしている人は全体の半数にのぼるとのアンケート結果がある。しかし、実際に被災した場合、どのようなことに困ったかを調査したところ、避難生活の初期において、もっとも困ったことは、66%が“眠れる環境”、次に62%が“トイレ”と回答。防災準備が行われている“食事”が50%、“飲み物”は37%であった。また、自由回答からは、衛生面での不満があった。食糧や水は備蓄している自治体・企業が多くあるが、睡眠、トイレについては、まだまだ準備が整っていない。余震や二次災害などで睡眠不足に陥れば、免疫力が低下する。また、トイレは我慢できるものではなく衛生面での影響も大きいいため、避難生活において健康を阻害する可能性も大きく、深刻な問題である。 避難生活が長引くことでの問題点について、見解を問う。 (1) 避難所は、体育館やホールなどの広いスペースを大人数で使用するため、多くの方が生活空間の狭さを感じる。災害時には避難所が暑すぎる、寒すぎるといった声も聞かれ、一つの空間を大人数で共有することの難しさがある。また、夜間の照明が明るくて眠れない、反対に本を読みたくても暗くて読めなかった、トイレに行く人の足音で目が覚めたという声もあり、設備や空間に関する問題はさまざまある。どの様な認識か。 (2) 避難所での、衛生管理の対応は。 被災直後は、シャワーを浴びることもできないまま生活することもあり、被災状況によっては、水が自由に使えず、手洗いや歯磨きなどが十分に行えないこともある。多くの方が同じ場所で過ごすため、感染症が発生すれば一気に広がる恐れがある。 (3) プライバシーや安全面への対応は。 避難所は一人ひとりのスペースが限られているため、完全なプライベート空間を確保することは厳しい。プライバシーに配慮した着替え場所や、洗濯物の干し場所、貴重品の管理など、安全面にかかわる問題点が挙げられる。また、避難所での性暴力・性被害の発生も起きている。	

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 要 求 者 職 名
	(4) 要配慮者への支援は。 避難所では、赤ちゃんから高齢者までさまざまな年代の方が過ごしている。中には、国籍が違う方、持病や障害のある方、介助やサポートが必要な方もいる。食物アレルギーを持っていて、配られたパンやお弁当を口にできない方もいる。しかし、このような方々が必要とする物資はスムーズに届きにくい傾向にあり、十分な配慮がなされていないこともある。 (5) 能登半島地震に市職員を派遣しているが、避難所のトイレの状況は。 (6) 2月定例会一般質問で、災害の備えに、トイレトレーラの設置を提案したが、衛生面やすぐに使用できることなどのメリットがある一方、運転には牽引免許が必要、費用面や使用回数等を含め、今後研究したいとの答弁であった。しかし、避難所のトイレの問題は命と尊厳にかかわる。簡易トイレ使用時は凝固剤で固めるが、他の人が排泄をした上に排泄を重ねることは、特に女性や子どもには抵抗があり、トイレを控えてしまう。そこで、災害関連死を減らしたいとの思いから、災害派遣ネットワークプロジェクト「みんな元気になるトイレ」が立ち上がった。このプロジェクトは全国の自治体が1台ずつトイレトレーラを持ち、災害で大きな被害が出た際に互いに派遣して支え合うことを目的とする。現在全国 22 自治体が移動式トイレを導入。能登半島地震では31 か所に設置した。その他 300 ほどの自治体が検討中とあり、その拡がりを期待する。この様な自治体同士のつながりが重要と捉えるが、市長の考えを問う。	

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 要 求 者 職 名
2 超高齢化社会で誰もが自分らしく生きていける社会を実現するために「ユマニチュード」の取り組みを	2月定例会一般質問で「認知症の人にやさしいまち・すその」の宣言を提案したが、認知症に関する環境整備を優先的に取り組むとの答弁であった。 介護現場では、高齢者とのコミュニケーションに困る場面が多くある。そんなつもりはなくても機嫌をそこねてしまったり、怒らせてしまったり、高齢者との信頼関係が築けないことが繰り返すと自分自身もストレスが溜まってしまう。また、認知機能が低下し、身体的にも脆弱な高齢者の方にケアを行う時、ある時は穏やかにケアを受け入れてもらえるのに、別の時は激しく拒絶されることがある。フランスのイブ・ジネストとロゼット・マレスコッティの二人はその原因を考え続け、ケアがうまくいく時といかない時には「見る方法」「話す方法」「触れる方法」が違っていることに気づき、さらに、人は「立つ」ことによって、その人らしさ、つまりその尊厳が保たれることから、この4つの要素「見る」「話す」「触れる」「立つ」を「ケアの4つの柱」と名付け、ケアを一連の手順で完成させる「ケアの5つのステップ」で構成するケア・コミュニケーション技法「ユマニチュード」が編み出された。「ユマニチュード」とは「人間らしさを取り戻す」という意味をもつフランス語の造語である。 例えば、この「見る」という点についても、同じ目の高さで見ることで「平等な存在であること」、近くから見ることで「親しい関係であること」、正面から見ることで「相手に対して正直であること」を相手に伝えている。逆に、ベッドサイドで寝ている人に立って話しかけると、そんなつもりはなくても見下ろすことで「私のほうがあなたより強い」という否定的メッセージが届いてしまう。 認知症を発症した人は、態度や言葉が攻撃的になることが多いものですが、ユマニチュード技法のステップを踏むことで、安心感や信頼関係が築かれ、攻撃的な症状がおさまる傾向がある。介護者との会話やコミュニケーションの回数が増えることで認知症が改善されることもある。 人間らしさを大切にするケア技法「ユマニチュード」は、医療や介護現場だけのものではありません。これから超高齢社会を迎える日本において、誰もが自分らしく生きていける社会を実現するため、自治体として「ユマニチュード」への取り組みを採択、検討するところが増え始めている。 福岡市では、認知症の人にやさしいまちを目指し、認知症の人とのコミュニケーションをスムーズに行うケア技法である「ユマニチュード」の普及を行っている。ユマニチュードを通じた質の高いケアによって、認知症の人の生活の質の向上を図り、また介護者の精神的・身体的な負担軽減を図ることを目的として、日本ユマニチュード学会が実施する「ユマニチュード認証制度」の認証取得を目指す高齢者施設等を支援している。令和6年度は全小学校で講座を実施する。 ユマニチュードの技法を導入することで、介護をする人の負担が格段に減り、介護職、看護職の人手不足を防ぐこともできる。ユマニチュードは誰にでも実践可能で、再現性のある具体的な手法であり、汎用性が高い。講習会などでこの手法を広めるべきと考えるが。市長の見解を問う。	市長

質 問 議 員 質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 要 求 者 職 名
3 岡 本 和 枝		市 長
1 ストーマ装具等の日常生活用具の給付基準額の増額について	静岡県のガイドラインが改正されたことに伴い、裾野市日常生活用具給付（貸与）事業実施要綱の一部が、2024年7月1日に改正されました。改正点は、頭部保護帽は改正前基準額 12,160 円が 17,500 円に増額、ストーマ装具は 19,900 円が 20,600 円に増額等、9 品目が増額になりました。また、新たに「暗所視支援眼鏡（基準額 395,000 円）」が追加されました。 (1) 増額の背景をお伺いします。 (2) 変更基準額での申請はいつからか。 (3) これまで、ストーマ装具（消化器系・尿路系）の基準額は消化器系・尿路系それぞれが 19,900 円でした。ところが今回の事業実施要綱の一部改正で、月額 20,600 円に増額されましたが、消化器系は 8,900 円/月、尿路系は 11,700 円/月（合わせると 20,600 円）に減額されてしまいます。減額の理由を伺います。 (4) 減額することで発生する課題は、どの様に認識されていますか。 (5) 「日常生活用具給付事業」の実施主体は裾野市です。ストーマ装具利用者の、負担が増えない対策をどのように考えられていますか。	市 長
2 裾野市区運営費交付金と区組織のあり方について	裾野市区運営費交付金の目的は、区自治組織の円滑な運営、意向の反映および市事務の周知連絡を図るためとなっています。 本年4月、「裾野の自治会で400万円使途不明業務上横領などの疑いも」とのニュースには驚きました。報道は「区費や市の交付金が私的流用された可能性があり、自治会から相談を受けた裾野署は業務上横領などの疑いもあるとみて調べている。市は自治会に決算報告書の提出を求めている。」というような内容でした。 (1) 裾野市区運営費交付金等交付要綱（以下、交付要綱）第5条では、交付金を受けようとする団体は、裾野市区運営費交付金等交付申請書を市長に提出しなければならないとなっている。当該自治会から、今年度分の交付金申請書は提出されましたか。	市 長

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 要 求 者 職 名
	(2) 交付要綱第8条では、交付金の交付を受けた団体は、事業完了後、速やかに次に掲げる様式により実績を報告するものとするとして、収支決算書の提出を求めている。昨年度交付金を受けた当該自治会から、区の収支決算書は提出されたか。 (3) 裾野市補助金等交付規則（以下、交付規則）第7条では、市長は、補助金を交付した団体等に対し、当該業務又は補助金の使用に関し必要な指示をすることができる、とあります。当該自治会に対して市長は何か指示されたものはありますか。 (4) 交付規則第9条では、補助金の交付を受けた団体等は、補助金の交付の目的以外に流用してはならない、とあります。今回の事件は、当該自治会の昨年度収入（市補助金・会費等）のまさに私的流用、横領に他ならないと認識すべきものではありませんか。 (5) 交付規則第11条では、市長は、必要あるときは業務又は会計の状況に関し、必要な報告若しくは資料を提出させ、又は職員をして実地に調査し審査させることができる、とあります。当該自治会に対して、報告や資料の提出および職員の实地調査などされましたか。 (6) 交付規則第12条では、補助金の返還等について定めています。当該自治会に出した昨年度の区運営費交付金の返還は求めないのですか。 (7) 裾野市区長設置規則第4条では、区長は、各地区より推薦した者を市長が委嘱するとなっています。一方、令和6年度版 区長ハンドブックの2ページに「区（自治会）とは？」の説明があり、「区（自治会）は、区長（自治会長）を中心とし、区内のふれあい活動を通して連帯感を高め、住みよい地域をつくっていくための住民組織です。」としています。区と自治会、区長と自治会長は全く同一のものですか。 (8) 小規模多機能自治 NW 会議参加の目的は何かお伺いします。	

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 要 求 者 職 名
3 市独自事業として、高齢者等の熱中症対策エアコン購入・設置費用の一部補助を求めます	(1) 本年の熱中症及び熱中症疑いでの救急搬送の件数は。 (2) 高齢者世帯等でのエアコン設置と利用状況等どのように把握されていますか。 (3) 当面の措置として、高齢者世帯等熱中症対策を講じる必要性があります。認識をお伺いします。	市 長

質 問 議 員 質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 要 求 者 職 名
4 大 橋 勝 彦		市 長
1 オンライン診療について	裾野市第10次高齢者保健福祉計画によれば、令和5年度に28.5%だった高齢化率は、令和22(2040)年度には38.3%まで上昇すると予測されています。また、裾野市第3期データヘルス計画の疾病分類別の医療費では、国保の医療費負担の大きい疾患として糖尿病や高血圧、心臓病といった慢性的な疾患を抱える患者が、ほとんどの疾患で県よりも多くなっているという分析結果となっています。通院が困難な高齢者や、これらの慢性的な疾患を持った患者にとって、医療機関への定期的な通院は大きな負担となっています。適切な医療を受けることが難しくなる患者数の増加が予想されます。このような状況は、医療アクセスの低下を招き、結果的に患者の健康状態の悪化につながるリスクが高まると言えます。 慢性疾患とは、糖尿病や高血圧、慢性腎不全や関節リウマチなど、治療や経過が長期にわたり、日常生活の管理が必要となる疾患の総称です。治療には医療従事者との継続的な連携が重要とされています。こうした課題に対し医療提供の一つの選択肢として、特に慢性疾患をもつ患者に対するオンライン診療の導入を検討してはどうかと考えます。 オンライン診療の導入により、自宅や施設から医師の診察を受けることが可能となり、移動の負担が軽減されます。特に、移動が困難な高齢者や、診療所が近くにない地域に住む患者にとっては、大きな助けとなります。医療機関にとっても診療の効率化を図ることができ、地域全体の医療アクセスの向上が期待されます。これにより、医師不足の地域でも質の高い医療を受けることも可能になります。 このような認識から以下質問をいたします。 (1) 患者の受診しやすさの観点より裾野市の医療施設の分布について見解を伺う。 (2) 裾野市内の主な慢性疾患の患者の患者数の現状と今後の増減傾向について伺う。 (3) 高齢者や慢性疾患患者が通院するための移動の負担について、市に意見等が寄せられていないか伺う。 (4) 高齢化が進み、慢性疾患の患者の増加が予想される中、オンライン診療の普及は、これら課題の解決策の一つになりえると考えます。市としてオンライン診療普及のために医療機関がオンライン診療導入する際の初期費用やシステム利用料等の補助をするお考えはないか伺う。	

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 要 求 者 職 名
2 市役所本庁舎の非常用電源について	気象庁は8月8日19時15分に南海トラフ地震臨時情報「巨大地震注意」を初めて発令しました。1週間の間、特異な変化はみられず、8月15日の17時をもって特別な防災対応を求める呼びかけは終了しました。幸いにもこの間に巨大地震の発生はありませんでしたが、この間に防災グッズの準備や家族で避難場所や連絡方法の確認を行った市民も多かったのではないのでしょうか。南海トラフ地震が発生した場合、裾野市でも最大震度6弱が想定されており、今回の臨時情報の発令で、南海トラフ地震に対する市民の不安や関心は大きなものとなっています。私は今年の2月定例会において、大規模災害発生時に市役所本庁舎の電源をまかなう非常用電源の連続稼働について質しました。準備の進捗状況や課題について以下伺います。 (1) 裾野市地域防災計画について伺います。 ア 大規模災害が発生した場合、災害対策本部はどこにどのタイミングで設置されますか。 イ 災害対策本部の非常用電源設備は、無給油で連続何時間の発電ができるようにすることになっていますか。 (2) 市役所本庁舎の非常用電源設備の現状について伺います。 ア 非常用発電機の設置場所と仕様は。 イ 燃料備蓄タンクの設置場所と容量は。 ウ 無給油で連続稼働時間は何時間か。 エ 非常用電源設備を72時間連続稼働するために必要な燃料量は。 オ 燃料備蓄タンクへの燃料補給方法は、誰がどのタイミングでどのように運ぶ計画になっているか。	市 長

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 要 求 者 職 名
	(3) 災害対策本部が立ち上がる市役所本庁舎の非常用電源設備について、発電機の大きさに対して燃料タンク容量が小さく、燃料の供給方法についても災害時の対応として非常にぜい弱と考えます。総合的な見直しが必要と考えるが、現在の進捗状況について伺う。 ア 非常用電源設備の仕様見直しを検討しているか。 イ 燃料備蓄タンクへの燃料供給方法について、どのような方法を検討しているか。 ウ 燃料備蓄や燃料調達も含めた総合的な予備電源対策の検討はしているか。 エ 発電については、BCP（事業継続計画）の観点から 72 時間の連続運転を目標とすると今年 2 月の一般質問でご答弁をいただいておりますが、進捗状況について伺う。	

質 問 議 員 質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 要 求 者 職 名
5 浅 田 基 行 1 公共施設等総合管理計画におけるインフラ資産（道路）の今後の展開について	市内の道路の複数の場所で路面の劣化が著しく痛んでいる場所があり、特に1-4号線は、計画的に進めているところではあると思うが、市民から何とかしてもらいたいという声もある。市は、「公共施設等総合管理計画」（以下、総合管理計画という）の中でインフラ整備資産（道路）に、現状と中長期的な公共施設等の維持管理費用、方針について示されている。それには、現状で、裾野市が保有する市道の路線数は、2021年4月1日現在、1,938路線、実延長は657,568.8m、面積は3,058,399㎡となっている。そのうち、舗装改良工事を行った整備済みの市道延長は329,105.5mとある。 また、中長期的な公共施設等の維持管理費用では、2016～2020年度までの5年間に道路の維持管理や新規整備にかかった費用は、年平均で7.04億円で、裾野市が保有するインフラ資産（道路）について、現在と同じ面積・延長等で更新すると仮定して、総務省が公開する「更新費用試算ソフト」により将来の修繕や更新等にかかる費用を算出したところ、2021年から今後40年間に総額で383.3億円（年平均で9.6億円）が必要という結果になるということが示され、方針としては、道路破損個所の修繕の実施及び交通量の多い路線の舗装補修を実施していくと示されている。計画通り進められているのか以下伺う。 （1）総合管理計画で、2021年以降、平均9.6億円が必要という試算に対して実績はどうか伺う。 （2）総合管理計画で示す計画に対し、市民から市道の補修要望への対応の状況は。 （3）総合管理計画のインフラ資産（道路）第2版（2021年～2025年）での計画と実績見込みを伺う。 （4）2025年以降に見直しされる 仮）第3版（2026年～2030年）で織り込むべき視点について伺う。	市 長

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 要 求 者 職 名
2 資料館機能のあり方について	富士山資料館が2021年度末で休館した。「公共施設等総合管理計画」第2版（2021年～2025年）に示す方針では、富士山資料館は、2021年度末で休館し、収蔵品の取扱い、防衛補助の返還協議を進める。併せて、本市における資料館機能のあり方を検討し、深良地区郷土資料館を含めて、既存施設（市民文化センター等）への複合化を行う、と示されている。 これまでの取り組み状況を確認すると、2022年度では、富士山資料館の資料の活用について検討した。2023年度計画では、郷土資料館機能の集約化・複合化による最適化方針を検討とあり、それに対する実績では、富士山資料館内の整理を行ったことと、深良地区郷土資料館は運営委員会を開催し、委員との意見交換を行った。また、施設老朽箇所の確認を行ったと示されました。また、2024年度の計画でも、郷土資料館機能の集約化・複合化による最適化方針の検討を掲げ、2025年度に郷土資料館機能の最適化方針の決定という計画を示されている。 富士山資料館については、2023年度で館内の整理を行ったという実績だけで2024年度（今年度）は計画さえ掲げられていない状況である。また、昨年2023年6月の一般質問でも質問したが、まだ、移設先が決まっていないという状況である。それから更に1年以上が経つが、今年度の計画はどうなっているのか、移設先は検討しているのか、以下伺う。 （1）富士山資料館が休館してからの維持管理費用はどれくらいになるのか伺う。 （2）収蔵品の取り扱いの状況を伺う。 （3）2024年度（今年度）の富士山資料館の移設計画の状況について伺う。 （4）防衛補助の返還協議の状況を伺う。 （5）資料館機能のあり方の検討状況を伺う。	市長

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 要 求 者 職 名
3 ふるさと納税の獲得向上にむけた強化対策の取り組みについて	今年の2月15日の施政方針の中で市長は、増収につなげるための戦略として、シティプロモーションの目的である「地域の魅力を内外に発信し、その地域へヒト・モノ・カネを呼び込み地域経済を活性化させる」ための業務に、ふるさと納税の業務を加え、新たに市長戦略部情報発信課内にふるさと納税強化対策室を設置し、この市長戦略部へ移管することで、渉外課が企業訪問時に実施しております企業版ふるさと納税の案内と併せて、一体性を持った業務を進めていくということであった。 具体的な取り組みとして、フィルムコミッション事業における爆破体験などの旅行商品に磨きをかけて返礼品にしていくなど、当市ならではの魅力を生かした体験型の返礼品の開発などを掲げ、これまでも行っている市内企業の訪問時に返礼品の開発協力をお願いするとともに、市外の企業に訪問した際には、従業員の皆様が当市のふるさと納税を利用していただけするように、PR等を強化していく、そのような取組を新体制の中で考えていくと掲げている。2024年8月2日に総務省で発表された静岡県ふるさと納税金額ランキング1位は焼津市で106.87億円、2位は富士宮市で63.39億円、3位は沼津市で44.98億円とある。裾野市は1.08億円 29位／36県市町です。2023年の実績は、1.02億円であったので、すでに昨年を上回る成果を上げている状況であると感じる。過去最高1.2億円（2020年）も超えられる勢いもあると感じるが、新体制になってからの取り組みなど以下伺う。 （1）新体制になってからどのような取り組みを行ってきたのか伺う。 （2）ふるさと納税で裾野市に納税される額は公表されているが、市民が市外に対して納税した額、及び比較した状況を伺う。 （3）返礼品の開発を今後どのようにしていこうと考えているのか伺う。	市 長

質 問 議 員 質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 要 求 者 職 名
6 増 田 祐 二 1 観光戦略と実効的な 施策の推進について	令和4年12月定例会の一般質問にて、産業基本計画に包含されていた観光に関する記載を特出しして、観光の計画を作るべきだという提言をいたしました。その際に、市長からは「名称は未定であるもののビジョンを立てていきたい」旨の答弁がありました。令和5年度中の策定が見込まれていましたが、本年4月に観光行政も得意とする堀越副市長が就任されたことで、より精度と確度を上げ、まもなく観光戦略として策定される見込みです。この観光戦略の実効性については、大いに期待をしています。 市の観光客数は、以前より「連休時を中心に市北部のレジャー施設を日帰り利用」が最も多く、近年スポーツツーリズムに注力されてからは、「各種大会に向けて市北部に陸上競技を中心とした合宿」が増加しています。また、ロケツーリズムの一環として、昨年は爆破の現地体験が可能なモニターツアーを実施されました。このように、時期・場所・目的・客層が明確になっている誘客を評価する一方で、その選択肢は十分とは言えません。市内の観光資源のポテンシャルはまだまだあり、資源開発の余地があります。また逆に市が持ち合わせていない観光資源については、アクセスの良さを活用し、近隣自治体や観光目的との連携や役割分担も必要です。 観光戦略の策定によりどのように市の観光行政を進めていくのか、以下伺います。 (1) 稼ぐ観光という視点をもって観光戦略が策定されると認識しているが、その目的は。 以前の一般質問では、「都市計画法第34条第2号の運用基準によって、北部の観光資源周辺には宿泊施設等の開発が可能になったものの、土地利用の規制等もあり実際の開発行為には至っていない」旨の答弁がありました。こういった課題をクリアするためにも観光戦略を策定したと認識しています。 (2) 観光戦略により「観光資源の有効利用に必要な建築物の建設」に変化が見込まれるか。 (3) 以前よりヘルシーパーク、梅の里、運動公園一体をスポーツツーリズムの中核エリアとしての位置付けに言及しているが、借地であることや防衛補助を活用していることを踏まえ、観光利用について関係者との協議の状況は。 観光戦略をより実効性の高いものにしていくためには、戦略に基づいた事業や施策、民間事業者との連携が必要です。また、観光客がリピーターや関係人口に変化していくことを望む場合には、市民と接点を持てるような機会が重要になってきます。この点を踏まえて、 (4) 事業者や市民と協働して事業立案や役割分担などを議論する場をどのように考えているか。	市 長

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 要 求 者 職 名
2 墓地事業と墓域の今後について	(5) 観光戦略の効果測定や検証はどのように行うか。 実際に2～3泊の観光旅行に行くことを想定すると、よほど観光に特化した場所でもない限り、1つの自治体で完結することはほとんどありません。裾野はポテンシャルこそ素晴らしいものの、海や大規模商業施設など、持っていない観光資源が多数あるのも事実です。 逆に市単独ではなく駿東全体で見た場合には、インバウンドも見込める優れた観光地で、市長が表現されていたクロスポイントとしての価値は極めて高いものと認識しています。 (6) 近隣市町や県との連携や役割分担に対する考えは。 裾野市営墓地は第1～第5墓域からなる第1工区と第6～第9墓域からなる第2工区で構成されています。このうち第1～第3墓域は平成22年度から市民に永代使用許可（以下：販売とする。）を開始、その後対象を拡大し、近年は墓所区画がほぼ完売の状態に移ってきました。この状況にあって、昨年第4号墓域が完成し現在販売されています。令和2年3月定例会での、同僚議員の一般質問では、第4号墓域の墓所区画完売時に償還金残額200万円、第5号墓域完売時に差し引き5,200万円の収益となるとのことでした。 一方で、民間の全国実態調査によれば、購入した方の約65%が承継者不要のお墓を購入しているというデータがあり、一般的なお墓の購入率は、平成22年が約91%、令和6年は21.8%になっています。高齢化・少子化・核家族化など要因はさまざまですが、人口動態を考えるに、裾野市でもこういった傾向を他人事と考えることはできません。 また、粗造成の状態にある第2工区（第6～9号墓域）については、現在展望が示されていないままとなっています。現実的に墓域としての活用が見込まれないのであれば、景観に優れたこの地を他の用途で考えていく必要があります。みどりと公園課を新設される際には、市長から「市営墓地も視野に入れながら」とのご発言もありました。 市営墓地が将来的に持続可能な事業運営ができ、墓地周辺が市のより良い将来に資することを願い、以下伺います。 (1) 現墓所区画の完売を見込み、墓地事業の経営状況はどのように変化するか。 (2) 第4号墓域の販売の状況をどのように分析しているか。	市 長

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 要 求 者 職 名
	(3) 第1号墓域から第3号墓域でこれまで返還の状況はどのように推移しているか。 (4) 使用権の承継がなされない場合、墓所区画はどのように扱われるか。 (5) 市営墓地内に承継者不要の墓所を設けることについての見解は。 (6) 今後の墓地事業の経営計画をどのように考えているか。 (7) 別の用途を含めて、第2工区の活用について市はどのように考えているか。	

質 問 議 員 質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 要 求 者 職 名
7 小 林 浩 文		市 長
1 太陽熱温水器の設置 促進について	太陽熱温水器などは、環境に配慮しつつ家庭のエネルギー消費を抑制する利点があるほか、災害時には、大量の水を常時ストックできる設備でもある。飲料水の確保は、地震をはじめとする災害への備えとして、非常に重要なことの一つであり、様々な被災地の状況が報道される際には、被災者が飲料水を求めている姿が映し出されている。日常生活を送る中で水道水を無理なく備蓄できるという点で、太陽熱温水器は、非常に優れており、より一層の普及を図ることが防災上効果的であると考えているが、市の考えを伺う。 (1) 災害時の飲料水ストックに対する効果をどのように考えるか。	市 長
2 顧問弁護士を複数としたことによる成果について	市の顧問弁護士を複数にしたことで、支出は増えているが、求めていた成果が得られたのか、次年度以降はどのように考えているのか、他の自治体の例も踏まえて考えを伺う。 (1) 改めて、顧問弁護士を複数にした目的を伺う。 (2) 市外の弁護士事務所を選択した理由を伺う。 (3) 顧問弁護士に対する相談等の件数は、複数にする前と比較してどのような状況か。 (4) 同規模の自治体と比較して、係争案件が多いとは思えないが、今後の顧問弁護士の依頼に対する方針を伺う。	市 長

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 要 求 者 職 名
3 財政健全化と事業に対する考えについて	今年度中の財政非常事態宣言解除を掲げているが、各種基金の取り崩しによる財政運営が続いており、具体的な道筋は未だに見えていないと思う。 賑わいの創出や税収を増やす取り組みも重要であるが、実際に税収が増加するまでには相当の年月を要することもこれまでの経験上明らかである。 今後、大型事業や公共施設の維持管理、補修などに要する経費を踏まえた中長期の財政計画が示されると思うが、基本的な財政の見通し等に対する考えを伺う。 (1) 実質収支の均衡を図る考えに変わりはないか。 (2) 地方交付税の算定基礎と現年度の税収の見込みには、時間的なずれもあると思うが、概算で市税収入の増加に対し、地方交付税の減少は、どれくらいになると見込んでいるか。 (3) 都市施設建設基金が枯渇する計画で、財政調整基金から10億円超の繰り入れを行っている実情がある。決算後の積み立てを3億円と多めに見積もっても7億円の財源を捻出しなければならない。地方交付税の減額と合わせて考えたとき、7億円という金額を税収増加額に置き換えると、いったいいくらぐらいになるのか。 (4) 事業の優先度について伺う。 ア 地区要望をはじめとする市民生活に直結する予算の確保は、重要であると考えますが、事業全体の優先順位についてはどのような考えか。 イ 学校の統合、高齢者等の安全な移動の確保を考慮すると、歩道や自転車通行帯等の整備が急がれる。通学路整備やバリアフリー化に対する予算確保の考えはいかがか。 (5) 地域の困りごとは多岐にわたる。地域づくり割が創設されたことは、地域づくりの推進に注力する姿勢の表れと解している。所管部署としては、予算さえ確保できれば、予防的な措置を含めて対処できることも多々あると思われるが、地域における公共性、優先順位を地域で判断し、地域の実情を踏まえた事業を実施することができるよう、地域に一定金額を交付し、地域自治を高める制度設計については、いかがお考えか。	市長

質 問 議 員 質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 要 求 者 職 名
8 内 藤 法 子 1 森林環境譲与税を活用した森林の保全について	森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養など多くの恩恵を与えるもので適切な森林の整備は国土や国民の命を守る事に繋がる一方で、所有者や境界が分からない森林が増加し、担い手不足が大きな課題になっています。 平成 30 年(2018 年)に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下に於ける温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止等を図るための森林整備に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成 31 年(2019 年)に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が創設され、本年令和 6 年 6 月から国税として一人 1,000 円を徴収し、その全額を森林環境譲与税として県・市町の森林整備に充てる事となりました。 当市では令和 3 年(2021 年)に「カーボンニュートラルシティ」宣言をして 2050 年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指す取り組みをしている。これに寄与する森林吸収源の確保や昨今の集中豪雨等による土砂被害では、森林の持つ水源の涵養、土砂の流出・崩壊防止・生活環境の保全、二酸化炭素の吸収等公益機能の発揮が重要になっており、世界文化遺産の富士山の景観保全を目的とした森林整備の必要性も高まっています。「森林環境譲与税」の活用によって、当市の森林整備が進む事を願って以下質問致します。 (1) 当市の森林整備に関する現状と課題は。 (2) 「森林環境譲与税」の使途をどう考えているか。 法律に基づき、①間伐などの森林整備に関する施策②人材育成・担い手の確保③木材利用の促進や普及啓発等に充てる事とされています。各項目を含んで使途を伺う。 (3) 今後の森林保全の取り組みについて。	市 長

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 要 求 者 職 名
2 地域おこし協力隊の増員を	本年令和6年1月に当市に初めての地域おこし協力隊をお迎えする事が出来ました。スポーツ合宿誘致やイベント企画などに頑張ってお返しています。議会では平成28年(2016年)から複数の議員が一般質問等で、提案を重ねて参りました。やっと実現に至ったので感慨深く大いなる期待を持って受け入れました。 地域おこし協力隊は、令和5年度末時点では、10代から60代以上までの幅広い年齢層の総勢7,200名が、移住・定住、観光、商品開発の販売、地域コミュニティ活動、漁業・水産業、農業・林業、環境保全、医療・保健、デジタル、教育・文化、スポーツ等の幅広い分野で活躍しています。今後、積極的に地域おこし協力隊の採用を願って以下伺います。 (1) 地域おこし協力隊を迎えて、その業務の状況は。 (2) 今後、増員していく事が望ましいと考えるがどうか。	市 長
3 手話言語条例の制定を求める	手話言語条例は、平成23年の障害者基本法の改正において、言語に手話を含むことが明記された事から、静岡県内では平成27年(2015年)に富士宮市で手話言語条例が制定され、続いて、平成30年(2018年)に静岡県手話言語条例が制定された。現在、県内各市町へ15市町が条例を制定している。条例は「手話は言語」との理解促進と普及を図ることが目的で、手話は聴覚障害のある「ろう者」が心豊かな社会生活を営むために受け継がれ、人格・個性の尊重と共生社会の実現をはかるものです。 当市に於ける条例制定の提案は、同僚議員が令和4年12月議会で一般質問をしています、条例制定には至っていません。 その際のご答弁では、「手話事業は、近隣3市3町の広域で実施しているので(三島市、伊豆の国市、長泉町、清水町、函南町)条例化については広域的に検討していく」との事でした。その後、長泉町、清水町が令和6年3月に条例制定した経緯が有りましたので以下質問致します。 (1) 広域連携の中で、当市の条例制定に関しては、どのように検討されたか。 (2) 手話言語条例の制定は必要と考えるが如何か。	市 長